

# 第4期遠野市地域福祉計画

(令和3年度～令和7年度)

## 【計画の趣旨】

子ども・高齢者・障害者など地域で暮らす様々な人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現し、「この地域で暮らして良かった」と市民が思えるようなまちづくりを実現するための計画です。平成28年に策定した第3期遠野市地域福祉計画が、令和2年度をもって計画が終了するため、国の制度改革や地域の状況を踏まえるとともに、これまで市民や市の取り組みを土台として、より地域のニーズに寄り添った地域福祉の推進が図れるよう「第4期遠野市地域福祉計画」を策定します。

## 【基本理念】

新たな地域支え合いの創出

地域における安心安全の確保

健やかに  
人が輝くまちづくり

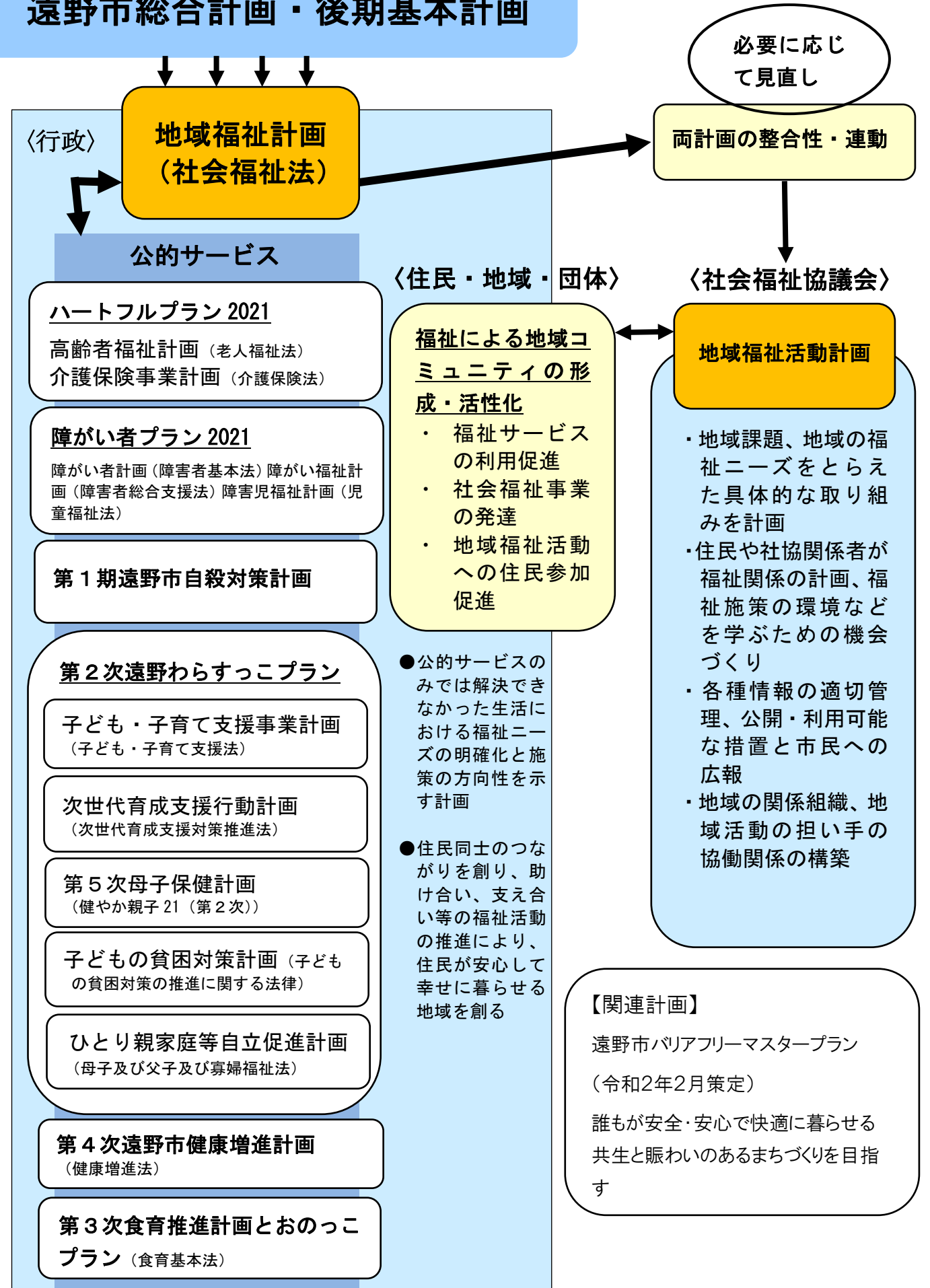
包括的な支援体制の整備

住み慣れた地域で いつまでも暮らしていけるための地域共生社会の実現

基本目標	個別目標
1 人づくり 地域を支える人材の育成	(1) ココロを育む学習機会を提供します
	(2) 心のバリアフリーを醸成します
	(3) ボランティアの養成、活動支援を行います
	(4) 民生児童委員の活動を支援します
	(5) <b>地域福祉コーディネーター（CSW）を配置します</b>
2 仕組みづくり 支援につながる・つなげる仕組みの展開	(1) <b>総合的な相談支援体制の充実を図ります</b>
	(2) 福祉サービスの情報発信を行います
	(3) 社会的孤立を防ぎます
	(4) 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援を促進します
	(5) 子どもや子育て家庭への支援の充実を図ります
	(6) 成年後見制度の利用促進を図ります
	(7) 災害時要援護者の支援体制を整備します
3 まちづくり 新たな地域支え合いの構築	(1) 小さな拠点と連携した福祉事業への住民参画を促進します
	(2) 新たな地域支え合いの促進による生活支援サービスを提供します
	(3) ボランティア団体等に対する活動を支援します
	(4) 社会福祉法人等の地域貢献活動を支援します

## 【各計画との関係図】

### 遠野市総合計画・後期基本計画



**【関連計画】**  
遠野市バリアフリーマスタープラン  
(令和2年2月策定)  
誰もが安全・安心で快適に暮らせる  
共生と賑わいのあるまちづくりを目指す

# 第4期遠野市地域福祉計画における基本目標の内容について

## 基本目標1 人づくり

～地域を支える人材の育成～

### 1 ココロを育む学習機の提供

次代を担う子どもたちの「福祉のこころ」を育むため、ハンディキャップ体験学習や施設訪問、地域での奉仕活動など、様々な取り組みを行います。

### 2 心のバリアフリーの醸成

地域で暮らす様々な人々が、互いの個性を尊重し合いながら地域活動に積極的に関わられるよう、地域が抱える生活・福祉課題を「我が事」として捉え、解決するための講座や研修会を企画し、地域福祉活動の担い手育成や地域の活性化に取り組みます。

### 3 ボランティアの養成

社会福祉協議会が設置するボランティア活動センター（ちょボラ内）や遠野市ボランティア協議会と連携し、ボランティア活動を支援するほか、ボランティアに必要な知識・技術を習得するための機会を設けます。ボランティアの養成のほか、地域福祉活動を支える人材やリーダー育成に取り組みます。

### 4 民生児童委員等地域活動支援体制の整備

行政と社会福祉協議会が連携して委員の活動支援にあたるほか、問題を個人で抱え込まず、行政等に相談するよう促し、委員が担う役割の周知を図ります。地域の身近な相談窓口として、住民が抱える生活課題にスムーズに対応できるよう、適切な管理の下、個人情報を提供することで必要な支援を横断的に繋ぎ、コーディネートする役割の人が地域に必要なとなっていることから、適正配置を行います。

### 5 地域福祉活動コーディネーター（CSW）の設置

福祉ニーズに対応した地域福祉活動を効果的に行うため、地域の生活・福祉課題を把握し、関係機関・団体等と協力し、支援の内容や方法などを検討するとともに、公的なサービスとインフォーマルな福祉活動とを繋ぎ、具体的な支援に結びつける「コミュニティソーシャルワーク機能」を担うことができる地域福祉活動コーディネーターを育成するとともに、地域福祉の視点を取り入れた活動を幅広く展開できるよう、支援体制を整備します。

## 基本目標2 仕組みづくり

～支援につながる・つなげる仕組みの展開～

### 1 総合的な相談支援体制の充実

複雑化・多様化する地域福祉課題への相談に対し、従来の対象別や分野別といった「縦割り行政」の枠を超え、様々な相談を受け止める重層的支援体制整備事業に取り組み、課題の解決を図ります。また、市内11地区に（仮称）地域支え合いセンターを設置するよう努めます。

### 2 福祉サービスの情報発信

地域に暮らす様々な人々が、利用したい福祉サービスの情報をできるだけ容易に得ることができるよう、広報活動や遠野テレビ等を活用し、それぞれの媒体の特性を活かした情報発信を行います。

### 3 社会的孤立の防止

福祉的支援を必要とする状況になっても、地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」という問題があります。今年8月に締結した遠野市社会福祉協議会との「新たな地域支え合い」に係る連携協定に加え、市民、関係機関・団体、行政が、重層的に見守りを行い、関係の輪を広げていくことで孤立化を防ぎます。

### 4 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援の促進

生活困窮に至る要因は対象者により様々で、必要とされる支援内容も多種多様。「自立生活相談窓口」を委託している社会福祉協議会が実施する「フードバンク事業」や「生活福祉資金」の貸付に加え、就労弱者（就労困難な社会的弱者）対応では、関係機関、民間企業のみならず様々な分野の団体の協力を得ながら、職場体験などの機会確保をすすめるほか、子どもの貧困対策についても意識して対応します。

### 5 子どもや子育て家庭への支援の充実

「第2次遠野わらすっこプラン」に基づき、次代を担う子ども達が心身ともに健やかに育つための支援環境を整備するほか、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援体制を構築し、子育てと仕事を両立するための取り組みを推進します。

### 6 成年後見制度の利用促進

社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」と成年後見制度での「法人後見」受任などの権利擁護の取組を広く周知し、必要な方への利用促進を図るほか、虐待やDVについては、

## 基本目標3 まちづくり

～新たな地域支え合いの構築～

### 1 小さな拠点と連携した福祉事業への住民参画の促進

住民が中心となって地域福祉を推進するために、地域住民が福祉行政に関心を持ち、主体的に関与できるよう、意識啓発を図るとともに、各種福祉計画の検討段階から地域住民が関与できる仕組みの検討を進めます。

### 2 新たな地域支え合いの促進による生活支援サービスの提供

地域で暮らす様々な人々が地域で安心して暮らしていくために、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、支援が必要な住民のニーズに沿った生活支援サービスの創出や運営を支援し、地域で共に支え合う仕組みづくりを促進します。

### 3 ボランティア団体等に対する活動支援

公的なサービスでは賅いきれない多種多様な地域の福祉ニーズに対応するため、各団体の活動内容や募集・案内などの情報提供を行うほか、団体の希望に応じた活動場所の確保を支援します。

### 4 社会福祉法人等の地域貢献活動を支援します

市内に拠点を置く社会福祉法人等が、運営している事業所の持つ専門的な知識や技能、施設等の機能を活用し、地域の実情に即した地域福祉サービスの提供・創出に貢献できるよう、それぞれの法人を支援します。

見制度での「法人後見」受任などの権利擁護の取組を広く周知し、必要な方への利用促進を図るほか、虐待やDVについては、防止、早期発見・対応に取り組みます。

### 7 災害時要援護者の支援

災害時における要援護者の避難支援体制構築については、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、市、社会福祉協議会の連携体制を調整し、地域福祉コミュニティの中での支援体制づくりの整備を進めます。